

「個人情報保護センター」の設置について

個人情報保護法は平成 15 年に制定され平成 17 年に全面施行されましたが、全面施行に際し、日本製薬団体連合会（以下「日薬連」といいます）は、平成 17 年 10 月 20 日付で主務大臣である厚生労働大臣より認定個人情報保護団体の認定を受け、日薬連内部に「個人情報保護センター」を設置し、対象事業者の個人情報の適正な取り扱いの確保のために必要な業務を行って参りました。

平成 27 年 9 月に個人情報保護法が改正（平成 27 年 9 月 9 日公布、平成 29 年 5 月 30 日完全施行）され、事業者の監督権限が個人情報保護委員会に一元化されたことに伴い、以後日薬連は、個人情報保護委員会が認定した認定個人情報保護団体として次の業務を推進して行くことになりました。

〔個人情報保護センターの業務〕

1. [対象事業者](#)の個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する[苦情の処理](#)
*改正法により、取扱う個人情報の総数が 5,000 件以下の小規模取扱事業者にも新たに個人情報保護法が適用されます。従って、日薬連全加盟団体及び加盟団体の全ての会員会社の中で[対象事業者の同意](#)をした事業者が対象事業者になります
2. 個人情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
3. 対象事業者の個人データの漏えい等の事案が発生した場合の[報告徴収](#)等
4. 「[製薬企業における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン](#)」を遵守するために必要な指導、勧告その他の措置
5. その他、対象事業者の個人情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

＜個人情報保護センターに関するお問い合わせ先＞

日本製薬団体連合会 個人情報保護センター

住所 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬貿ビル

電話 03-3270-1810